

滋賀県地域情報化推進会議
マイナンバーに関するアイデアソン運営業務委託公募要領

この要領は、滋賀県地域情報化推進会議マイナンバーに関するアイデアソン運営業務の受注予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

1 業務の概要

1.1 業務の名称

滋賀県地域情報化推進会議マイナンバーに関するアイデアソン運営業務（以下「本業務」という。）

1.2 事業目的と概要

政府は、「自治体DX推進計画」において、「マイナンバーカードの普及促進」を重点施策として定義し、2022年度末にほぼ全ての国民にマイナンバーカードを普及させることを目標としている。マイナンバーカード普及のためには、利活用シーンの拡大が必要となっており、本県でも、県民の利便性向上に向けた施策に取り組むため、マイナンバーカードの利用推進に向け、斬新なアイデアを生み出す場としてアイデアソンを開催する。なお、行政および民間企業で実現できるようなアイデアを募集することとし、アイデアソンで提案された優秀なアイデアについては、滋賀県地域情報化推進会議においてその実現に向けた展開について検討するものとする。

1.3 業務内容

別紙仕様書のとおりとする。

1.4 契約期間

契約締結日から令和5年3月20日まで

なお、開催に係る作業については、契約締結後速やかに開始すること。

1.5 契約上限額（消費税および地方消費税を含む。）

1, 520, 000円

※ただし、価格の評価にあたっては、応札者間で相対評価を行う。

2 本プロポーザルへの参加資格

滋賀県地域情報化推進会議の会員または滋賀県内に事業所（営業所）を有する団体・法人（複数の個人・法人・団体で構成する任意団体であっても構わない。）

3 スケジュール

・公募開始	令和4年11月16日（水）
・参加申請、質問受付締切	令和4年11月24日（木）
・提案書等の提出期限	令和4年12月1日（木）
・選考審査会	令和4年12月上旬
・事業完了（事業実施報告書提出期限）	令和5年3月20日（月）

4 応募手続等に関する事項

4.1 参加申請および質問書の提出

(1) 受付期間：令和4年11月24日（木）17時まで

(2) 提出書類：参加申込書（様式1）、質問書（様式は任意）

(3) 提出方法：E-mailにより提出すること。（電話・Fax・来庁による受付は行わない）なお、E-mailのタイトルは必ず「滋賀県地域情報化推進会議マイナンバーに関するアイデアソン運営業務に関する参加申請および質問書の提出」とすること。

(4) 質問はE-mailにて回答する。

参加申請および質問書の提出先：
滋賀県地域情報化推進会議事務局（滋賀県総合企画部DX推進課内）
E-mail：chiiki@pref.shiga.lg.jp

4.2 提案書等の提出

(1) 提出書類

	提出書類の名称	内容等	部数	提出方法
1	提案書等提出書 (様式2)	住所、法人名、代表者職氏名、担当者名を記載すること。(押印不要) また、「県内に本店または営業所等を有することを証する書類」を1部添付すること。	1部	紙書類 および 電子媒体
2	提案書	仕様書記載の各要件を熟読した上で、下記により提案書を作成すること。 (ア)仕様書4.1に示す実施計画書に記載する内容および提案項目一覧表(様式3)に該当する内容を具体的に記載すること。 (イ)本業務に関する上記項目以外の提案がある場合は、その内容を具体的に記載すること。	1部 (紙書類は写し7部)	
3	提案項目一覧表 (様式3)	各提案項目について、提案書記載頁を明記すること。	1部	
4	見積書(様式4)	提案内容について、事業費の総額、内訳の詳細が分かるよう明記すること。なお、追加提案に関する費用についても、見積額に含めること。(押印不要)	1部	

(2) 提出方法

(ア)紙書類

- ・正本の1部のほか、提案書については写しを7部提出すること。
- ・A4サイズ(縦横の向きは不問)、頁数は20頁以内(表紙、提案項目一覧表、見積書を除く)とする。

(イ)電子媒体

- ・提案書の原稿データ(PDF形式のファイル)を提出すること。

(3) 受付期間: 令和4年12月1日(木)17時まで

※持参による場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く9時から17時まで(12時~13時を除く)とする。郵便の場合は、令和4年12月1日(木)17時までに必着のこと。

(4) 提出先: 下記11に示す事務局まで提出すること。

4.3 提出された提案書の取扱い

提出後の提案書の取り下げ、差し替えは認めない。また、提案の採否にかかわらず、提出書類は返却しない。

提出書類は非公開とする。ただし、法律に基づく要請等があった場合は、この限りではない。

5 提案内容の評価

別紙「滋賀県地域情報化推進会議マイナンバーに関するアイデアソン運營業務に係る公募型プロポーザル選定業者決定基準」(以下「選定業者決定基準」という。)に基づき評価を行う。

提出期間内に提案書を提出し受け付けられた参加資格者（以下「提案者」という。）に対しては、以下により対面による評価を行うので、連絡を受けた提案者は対応すること。

原則、対面による評価を予定しているが事務局が提供するシステム（Zoom社のWeb会議ツールZoom）を利用した遠隔による評価に変更する場合がある。

5.1 実施予定日

令和4年12月上旬を予定しているが、詳細な時間・場所などは提案者に別途通知する。

5.2 評価の方法

提案書の記載内容に基づくプレゼンテーションを確認し、評価を行う。

時間配分の予定は次のとおり。

ア 提案書の内容説明： 20分以内

イ 質疑応答： 15分程度

5.3 その他

プレゼンテーション等に必要な機材は提案者が用意すること。なお、プロジェクタ（入力端子：D-SUBまたはHDMI）およびスクリーンは、会場に備え付けの設備を使用することができる。

6 契約の相手方の決定

6.1 契約予定者の選定

「選定業者決定基準」に基づき、提案内容を評価し、得点の高い提案を行った者から順位を付けて契約締結交渉の相手方（以下「契約予定者」という。）に選定する。なお、提出された提案に一定の条件を付して契約予定者とする場合がある。

6.2 評価結果の通知

評価結果は、速やかに各提案者に直接通知する。

提案者は、通知を受けた日から起算して5日以内に、下記11に示す機関に対し書面により自身の評価結果の理由について説明を求められることができる。（書面は自由形式で電子メールにて送付すること）

この場合、説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内に、当該説明を求めた提案者に対して書面により回答するものとする。（回答は電子メールにて送付する）

6.3 契約者の決定

契約締結の交渉は、評価順位の高い契約予定者から順に行い、契約締結に同意を得ることをもって本業務の契約の相手方（以下「契約者」という。）に決定する。また、契約者を決定したときは、次順位以下の契約予定者へその旨を通知する。なお、契約交渉が不調となったときは、次順位の契約予定者に対し契約締結の交渉を行う。

7 契約の締結

- (1) 契約者が決定したときは、速やかに契約を締結するものとする。
- (2) 具体的な契約内容については、提案書および対面により提案のあったすべての事項を本業務の仕様に反映したうえで、契約者との協議により決定する。
- (3) 採択された提案（プレゼンテーション審査を含む）については、採択後に協議により、内容・金額について変更が生じる場合がある。

8 失格

次の各号の一に該当する提案者は、失格とする。

- (1) 提案書等の提出期限に遅れた場合
- (2) プレゼンテーションに遅刻または欠席した場合
- (3) 提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (4) 提案書等に虚偽の記載があった場合

- (5) 提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (6) 提案書等およびプレゼンテーションにおいて、仕様書に記載されている項目について実現しない、または求める要求水準を満たさないものがあることが判明した場合
- (7) 提案書等およびプレゼンテーションにおいて、提案を求めた項目に対する提案がない、または提案内容が確認できない場合
- (8) 評価点が満点の6割を超えない場合
- (9) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

9 その他

- (1) 公募型プロポーザル参加にかかる報酬はない。
- (2) 公募型プロポーザルに要する経費は全て各事業者負担とする。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (4) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (5) 契約者決定後において、仕様書および当要領の内容に関する不明または錯誤等を理由に、異議の申立または提案内容の変更申出を行うことはできない。
- (6) 評価の結果にかかわらず、提出された提案書類の著作権は作成した参加資格者に帰属するものとし、県は無断で使用しない。ただし、本プロポーザルおよび付随する事務作業等において本県が必要と認める場合は、その範囲内において参加資格者の許可なく複製を作成し、また無償で使用できるものとする。

10 関係様式

- 様式1 参加申込書
- 様式2 提案書等提出書
- 様式3 提案項目一覧表
- 様式4 見積書

11 問い合わせ先および提案書等の提出先

滋賀県地域情報化推進会議事務局（滋賀県総合企画部 DX推進課内）

担当者：岡部、西村

所在地：〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3382 FAX：077-528-4839

E-mail：chiiki@pref.shiga.lg.jp